



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月16日金曜日 第3028号

◇ 目 次 ◇

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	980
農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	980
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(3件).....	(農地整備課) ...	981
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示(3件).....	(森林整備課) ...	981
保安林の指定施業要件の変更予定(2件).....	(") ...	983
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(5件).....	(") ...	984
保安林の指定施業要件の変更.....	(") ...	985
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	986
道路の区域変更(県道中山伊予線).....	(") ...	986
道路の供用開始(").....	(") ...	986
道路の供用開始(県道湯山高縄北条線).....	(") ...	986
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	987
道路の区域変更(県道論田袋口線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	987
道路の供用開始(県道論田袋口線).....	(") ...	987

訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... (経営支援課) ... 987

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 989

正 誤

平成30年9月28日付け第3014号愛媛県規則第46号(指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則)中..... (長寿介護課) ... 989

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1072号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) N - エチル - 1 - (3 - フルオロフェニル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (2) N - エチル - 1 - (4 - フルオロフェニル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (3) N - フェニル - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成30年11月17日

○愛媛県告示第1073号

平成30年10月10日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
児 玉 敬志郎	愛媛県伊予市大平1401番地2	愛媛県伊予市中村甲534番2	1,153
農事組合法人はざめ	愛媛県宇和島市三間町迫目1034番地1	愛媛県宇和島市三間町迫目11番ほか47筆	53,080
合同会社ファーム・尾崎	愛媛県四国中央市土居町上野甲1674番地1	愛媛県四国中央市土居町上野甲1000番ほか4筆	5,406

2 認可年月日

平成30年11月7日

○愛媛県告示第1074号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・岩松地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年11月19日から12月17日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所本庁及び津島支所

○愛媛県告示第1075号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市稲荷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・土段地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年11月19日から12月17日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

○愛媛県告示第1076号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市下難波地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・下難波地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年11月19日から12月17日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1077号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成30年9月愛媛県告示第909号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松野町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡松野町蕨生3501	北宇和郡吉野生村大字蕨生 川 原 梅 吉	森林所有者
北宇和郡松野町奥野川1407の2、1407の3、1407の6	北宇和郡広見町大字近永1194番地 清 原 信 幸	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1761、1772	北宇和郡明治村大字豊岡1番耕地246番地 関 本 晋 治	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1771、1773、1774、1776	宇和島市伊吹町497番地 関 本 五 郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1771、1773、1774、1776、1761、1772	北宇和郡松丸町大字豊岡1番耕地230番地 関 本 茂	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1771、1773、1774、1776、1761、1772	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地142番地 関 本 忠 吾	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1771、1773、1774、1776、1761、1772	北宇和郡松野町大字豊岡320番地 関 本 福 治	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1771、1773、1774、1776	北宇和郡松丸町大字豊岡1番耕地475番地 高 石 国 江	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1754	北宇和郡旭村大字芝39番戸 田 中 シ ズ	森林所有者
北宇和郡松野町奥野川1435、1529	北宇和郡松野町大字奥野川甲1507番地 藤 本 松 男	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1761、1772	北宇和郡明治村大字豊岡1番耕地99番地 松 岡 半 平	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1755	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地99番地 松 岡 政 子	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1770	北宇和郡明治村大字豊岡49番戸 山 田 鶴 吉	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡1769	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地351番地1 山 田 守	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1078号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成30年9月愛媛県告示第909号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松野町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Contains 40 rows of land ownership information.

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Contains 5 rows of land ownership information.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1079号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成30年9月愛媛県告示第909号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を松野町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Contains 10 rows of land ownership information.

北宇和郡松野町豊岡5082、5084、5085	北宇和郡松野町大字松丸甲95番地3 芝 季 好	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地73番地 清 家 徳治郎	森林所有者
北宇和郡松野町松野町吉野3336、3361	北宇和郡松野町大字吉野丙727番地 竹 内 馬 一	森林所有者
北宇和郡松野町松野町吉野3356の2	松山市北持田町27番地3 谷 崎 儀一郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地416番地 中 野 武 八	森林所有者
北宇和郡松野町吉野3339	北宇和郡吉野生村大字吉野丙100番地 平 岡 友 市	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5122	北宇和郡吉田町大字魚棚116番地3 富士川 トシ子	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地278番地 藤 敷 松次郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地311番地 古 川 セ ン	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5089、5113、5115	東京都杉並区高井戸西二丁目10番9-407号 古 川 満 代	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5133	北宇和郡明治村大字豊岡2番耕地162番地1 堀 口 菊 治	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地206番地 松 田 喜平治	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5136	横浜市中区仲尾台30番地50ガーデンヒルズ山手206号室 松 本 泉	森林所有者
北宇和郡松野町吉野3344	北宇和郡吉野生村大字吉野32番戸 松 森 興太郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5111	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地301番地1 毛 利 彦四郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地301番地1 毛 利 彦志郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地186番地 毛 利 宗 治	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地216番地5 毛 利 ムメノ	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地188番地 山 木 晋 吉	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡142番戸 山 木 周 市	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5099、5105、5126	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地409番地 山 木 忠 吉	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡131番戸 山 崎 横治郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5166	北宇和郡明治村大字豊岡2番耕地298番地 山 崎 横治郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5098	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地298番地 山 崎 横治郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5092、5093、5112、5127	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地298番地 山 崎 正 明	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡松野町大字豊岡139番戸 山 下 友 市	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5080、5086、5090	北宇和郡明治村大字豊岡2番耕地84番地 山 下 徳三郎	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5095	北宇和郡松野町豊岡1番耕地378番地6 山 田 貞 義	森林所有者
北宇和郡松野町豊岡5132、5134	宇和島市夏目町二丁目4番20号ハイソレイユ203号 渡 邊 斉	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字蕨生2867、大字上家地686の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第1080号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市小松町石鎚字黒河394、402
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第1081号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市小松町大郷字城ヶ平乙61の3、字古田乙63の3、乙63の6、字白坪65の1、乙65の7、乙65の8、乙65の12、字前北谷乙66の14、字クワンズ谷乙67の1、乙67の2、乙67の4、乙67の7から9まで、乙67の12、字西谷乙68の1、乙68の2、字源左衛門畑乙69の1、乙69の2、字柳谷乙71の25から28まで、小松町石鎚

字途中の川3315、3316、3318、3320、3323、3324、3327の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1082号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年9月愛媛県告示第908号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村1500	上浮穴郡柳谷村大字柳井川イ39番戸 鈴木 利三郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村1506、1509、1493、1494	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1031番地 鶴井 金次郎	森林所有者・担当権者
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷502、508、509	愛知県春日井市上条町三丁目14番地3 南 孝之	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1083号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年9月愛媛県告示第908号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容

を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町露峰乙1384の1、乙1384の2	松山市道後一万4番12号 井口 泰志	森林所有者
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村1473の1	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1124番地 山下 重千代	森林所有者
上浮穴郡久万高原町西谷字本谷12328の2	兵庫県川西市小戸三丁目13番10号 渡部 昌克	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

露峰乙1379・乙1380の1・乙1381の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、乙1380の2、乙1381の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1084号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年10月愛媛県告示第963号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町本組1813	東京都江東区新砂三丁目5番15号 宇都宮 稔	森林所有者
上浮穴郡久万高原町東明神乙1177	兵庫県西宮区甲子園九番町15番1-112号 大野 康富	森林所有者
上浮穴郡久万高原町本組1793	松山市一番町9番地13 高岡 スマ子	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1085号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年10月愛媛県告示第964号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町石錠字横峰2286	松山市愛光町2の29 伊 藤 正	森林所有者
西条市小松町石錠字横峰2320、2336	西条市中興2号51 伊 藤 義 雄	森林所有者
西条市小松町石錠字横峰2327	西条市小松町石錠甲1792 伊 東 義 道	抵当権者
西条市小松町石錠字横峰2238、2244の1、2244の2、2245、2251、2257、2265、2287	西条市小松町石錠90の3 大峯寺	森林所有者
西条市小松町石錠字横峰2327	西条市三津屋南3の37 菅 愛 子	森林所有者
西条市小松町石錠字横峰2327	西条市北条1655の3 菅 一 子	森林所有者
西条市小松町石錠字横峰2327	西条市三津屋南3の37 菅 トキヨ	森林所有者
西条市小松町石錠字湯浪3917	山口県岩国市尾津町1-28-6-103 曾 我 宏 治	森林所有者
西条市小松町石錠字湯浪3891	松山市来住町1429 佐 伯 基	森林所有者
西条市小松町石錠字横峰2326	西条市周布822 武 田 資 郎	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1086号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年10月愛媛県告示第965号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町明穂字絹笠丙302の1、丙303の1	西条市小松町大頭甲65 明穂生産森林組合	森林所有者
西条市小松町明穂字門開丙297、丙298の1、丙299、丙301、字絹笠丙302の2、丙303の3、小松町安井字ゲスケ乙146の1、乙146の4、乙146の6、字禪定寺乙147の2、乙147の13	西条市丹原町北田野1587 田野上方生産森林組合	森林所有者
西条市小松町安井字花園乙145	西条市小松町安井甲302 新田神社	森林所有者
西条市小松町安井字ジヨ乙144の1、乙144の2、字ゲスケ乙146の2、乙146の3、乙146の5、乙146の7から10まで	西条市小松町大頭甲65 安井生産森林組合	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1087号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

平成9年7月24日農林水産省告示第1214号（一に係るものに限

る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1088号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第16100号	平成29年5月2日	松山トーヨー住器(株)	漆原 敏光	松山市山越4-11-35	平成30年10月1日	建具工事業	建設業の廃止
(般-25)第15430号	平成25年10月14日	中野設備	中野 和寿	伊予市三秋甲8-1	平成30年10月3日	管工事業	建設業の廃止
(般-27)第5767号	平成27年11月5日	(株)NYクリエイト	倉本 展男	松山市余戸東5-1-6	平成30年10月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般-27)第13215号	平成27年10月31日	(株)アット	池内 武広	松山市平井町甲2382	平成30年10月17日	建築工事業	建設業の廃止
(般-29)第17971号	平成29年8月2日	さくら建築(株)	兵頭 淳	伊予郡松前町大字西古泉285-1	平成30年10月17日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1089号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山伊予線	伊予市中山町佐礼谷1号193番6から 同町佐礼谷1号168番4まで	旧	メートル 5.8~18.3	キロメートル 0.091	
			新	12.7~32.1	0.091	

○愛媛県告示第1090号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市中山町佐礼谷1号193番6から 同町佐礼谷1号168番4まで	平成30年11月16日

○愛媛県告示第1091号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番77	平成30年11月16日

○愛媛県告示第1092号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第14737号	平成28年5月10日	鍛冶岡産業	鍛冶岡 勝	大洲市喜多山甲207-2	平成30年10月2日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃業
(般-28)第017703号	平成28年4月22日	リベルテスクウェア(株)	兵頭 孝之	西予市宇和町卯之町4-555	平成30年10月9日	大工工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃業(一部)
(般-26)第16525号	平成26年7月7日	南予フェンス工業	大塚富士夫	宇和島市三間町土居垣内29	平成30年10月19日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃業

○愛媛県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2553番2から 同町立山2358番1まで	旧	メートル 3.0~7.0	キロメートル 0.249	
			新	4.5~163.0	0.249	

○愛媛県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2536番2から 同町立山2358番1まで	平成30年11月16日

訓 令

○愛媛県訓令第27号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4 (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 長 室 長				局 長	専決者 部 長 室 長	
商 工 観 光 室	1~13 省略				商 工 観 光 室	1~13 省略				
	14 中小企業 等経営強化 法の施行に 関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認(第8条第1項、第9条第1項、 <u>第60条第2項</u>)				14 中小企業 等経営強化 法の施行に 関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認(第8条第1項、第9条第1項、 <u>第48条第2項</u>)			
		2 省略					2 省略			
		3 調査並びに指導及び助言(第58条第1項、第5項)					3 調査並びに指導及び助言(第46条第1項、第4項)			
	4 承認経営革新計画の実施状況の報告の徴収(第59条第1項)			4 承認経営革新計画の実施状況の報告の徴収(第47条第1項)						
15~17 省略				15~17 省略						
備考 省略					備考 省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方局長に対する事務の委任)	(地方局長に対する事務の委任)
第13条 省略	第13条 省略
2・3 省略	2・3 省略
4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
(1)~(1)の23 省略	(1)~(1)の23 省略
(1)の24 中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づく調査に関すること。	(1)の24 中小企業等経営強化法第46条第1項の規定に基づく調査に関すること。
(1)の25 中小企業等経営強化法第58条第5項の規定に基づく指導及び助言に関すること。	(1)の25 中小企業等経営強化法第46条第4項の規定に基づく指導及び助言に関すること。
(1)の26 中小企業等経営強化法第59条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。	(1)の26 中小企業等経営強化法第47条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
(1)の27~(68) 省略	(1)の27~(68) 省略
5・6 省略	5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年11月16日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
1.5テスラ磁気共鳴診断(MRI)装置 1式 (月額賃借料/県立南宇和病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年11月1日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	3,546,180円	一般競争入札	平成30年9月14日

正 誤

○正 誤

平成30年9月28日付け第3014号愛媛県規則第46号(指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
769	改正後欄中 上から21行目	(8) 省略	(6) 省略